日本滑空記章制度要領（受験者・試験員）

1.　受験前の準備

受験者：　受験資格の確認

①　下位章の資格保有または合格済であるかの確認

②　滑空機操縦教員の推薦または承認を得ること

試験員：　受験者の確認

①　受験者の受験資格ならびに受験課目相当の技量の有無の確認

2.　受験

①　日本滑空記章試験員に受験意思を伝え、指示に従って受験する。

②　受験者は、受験する団体において、試験に伴う費用が必要な場合は支払う。

3.　試験後の手続き

①　日本滑空記章試験員は受験者に合否を伝える。

②　日本滑空記章試験員は、受験者が合格をした場合、試験報告書（記則第 3 号様式）により試験合格日から 6 ケ月以内にその内容を本協会会長に報告する。
必要に応じ、飛行証明書（記則第 3 号様式）を添付する。
試験員からの報告書提出を原則とするが、試験員が内容を確認し保証すれば、合格者本人が試験報告書類を直接協会に提出してもよい。

③　現有滑空記章がない合格者は、申請の際に登録料として 1,000 円を支払う。ただし、当該合格者が日本滑空協会個人正会員（ジュニア正会員も含む。）の場合は、申請にかかるこの登録料は免除される。

④　既に滑空協会において滑空記章資格の登録・証明がされている場合（制度移管前の航空協会が所管していた時に登録している場合も含む。）、ならびに③において登録料を過去に一度納めたことがある場合は、あらたな滑空記章資格の申請について、会員・非会員にかかわらず無料で登録される。

⑤　日本滑空協会個人正会員（ジュニア正会員も含む）が記章を申請する場合は、初回に限り交付申請料は免除される。

日本滑空記章制度要領（協会）

1.　日本滑空協会は、滑空記章資格証明に関する各種照会に対応する。

2.　日本滑空協会は、試験報告書の報告日付順、試験合格日付順に登録番号を付し、データを登録、保管するとともに、協会機関誌で各章の合格者を発表する。

3.　日本滑空協会は、提出された試験報告書に基づき、日本滑空記章の各章を登録した後、試験報告者（試験員）に登録事項を通知するとともに、合格者に日本滑空記章証明書を交付する。

4.　合格者が日本滑空記章（バッジ）を希望し、合格者から交付・再交付申請書（記則第 4 号様式）の提出と交付申請料を受けた場合、滑空協会は、登録データを確認のうえ、該当する記章を合格者に対し交付する。

5.　日本滑空記章証明書または日本滑空記章の再交付の申請があった場合も 4 と同様の手順により、再交付する。

関連規程

世界の航空スポーツは FAI : Fédération Aéronautique Internationale によって統括されており、日本国内では FAI　NAC（National Aero-sports Control である一般財団法人日本航空協会が統括している。

・ FAI SPORTING CODE GENERAL SECTION　　FAI 制定
　https://www.fai.org/documents

・ FAI SPORTING CODE SECTION 3: GLIDING　　FAI 制定
　https://www.fai.org/igc-documents

・ ＦＡＩ国際滑空記章交付規定　　（一財）日本航空協会 制定
国内章の上位章として、FAI が管理している FAI 国際滑空記章があり、銀章、金章、ダイヤモンド距離章、ダイヤモンド目的地章、ダイヤモンド高度章、3 ダイヤモンド章、750 ㎞以上章（750 ㎞章、1,000 ㎞章、1,250 ㎞章、1,500 ㎞章等 250 ㎞毎）が制定されている。
　http://www.aero.or.jp/koku_sports/Document.htm#kisyo

・ 日本記録及び世界記録の証明及び認定規定　　（一財）日本航空協会 制定
　http://www.aero.or.jp/record/jp_rec_code.DOC

・ 公式立会人規定　　（一財）日本航空協会 制定
　http://www.aero.or.jp/record/obser_rule.doc
　* 滑空機公式立会人規定については未公開

・ 日本滑空記章規程　　（公社）日本滑空協会規程
　滑協規第 005 号

・ 日本滑空記章試験員規程　　（公社）日本滑空協会規程
　滑協規第 006 号